

## 議案第42号

### 小田原市介護保険条例の一部を改正する条例

#### [改正理由]

介護保険法施行令が一部改正され、地方税における給与所得控除の見直しに伴う令和8年度の保険料率の算定に係る特例が定められることに伴い、本市の保険料についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

#### [内 容]

##### 1 令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例（附則第10条関係）

給与所得のある第1号被保険者であって、令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上190万円未満であるものの一部について令和8年度分の保険料率を算定するに当たり、その合計所得金額を令和7年度税制改正による地方税の給与所得控除の最低保障額引上げ前の額と同額とするための算定方法の特例を定めることとする。

##### 2 令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例（附則第11条関係）

第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、令和7年の給与所得のある者であって、一定の要件に該当するものがあるときは、当該第1号被保険者を市町村民税世帯非課税者に該当しない者とみなして令和8年度分の保険料率を算定する等の特例を定めることとする。

##### 3 令和8年度の保険料に係る減免手続の特例（附則第12条関係）

市長が別に定める特別の事情に該当すると認められる者に対して令和8年度分の保険料を減額し、又は免除する場合には、当該保険料の減額又は免除を受ける者からの申請書等の提出を要しないこととする。

#### [適 用]

令和8年度分の保険料について適用